

議案第29号

基山町手数料条例の一部改正について

基山町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町手数料条例の一部を改正する条例

基山町手数料条例（昭和63年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が公布され、工業標準化法（昭和24年法律第185号）が改正されたことに伴い、日本工業規格の名称が変更されたため、基山町手数料条例を改正する必要がある。

令和元年9月13日原案可決